

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年5月27日

常滑市長 伊藤 辰矢

1 入札に付する事項

- (1) 物品等の名称
小学校等で使用する電力の供給
- (2) 物品等の仕様
別添、仕様書のとおり
- (3) 供給期間
令和8年9月1日から令和9年8月31日までの12か月
- (4) 供給場所
別添、仕様書のとおり
- (5) 入札方法

ア 本件入札は、あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムである電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子証明書又は商業登記法（昭和38年法律第125号）に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）が必要です。電子入札システムにより難しい場合は、事前に市の承認を得て、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。

イ 詳細な入札方法は、常滑市物品等電子調達実施要綱によるものとします。

<https://www.city.tokoname.aichi.jp/jigyosha/nyusatsu/1001193.html>

2 入札参加資格

- (1) 本件入札に参加することができる者は、次に掲げる全ての条件を満たす者としてします。
 - ア 物品の製造等に係る常滑市入札参加資格者名簿（令和8年4月～令和10年3月）の「製造・販売」－「電力」に登録されている者であること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、常滑市に再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなします。
 - エ この公告の日から開札の日までの期間において、「常滑市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月1日付けで、常滑市長と愛知県常滑警察署長が締結した合意書）（以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと。
 - オ この公告の日から開札の日までの期間において、常滑市指名停止取扱要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
 - カ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業者としての登録がされている者であること。

- キ 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、省エネに係る情報提供・簡易的 DR の取組及び地域における再エネの創出・利用の取組の開示に関し、別紙 3 に掲げる入札適合条件を満たすこと。
- ク 過去 3 年（令和 5 年度から令和 7 年度）以内に自治体（公共施設）へ電力の供給実績があること。
- ケ 供給電力に占める再生可能エネルギー電気の割合を 40%以上とすること。

3 入札に関する資料等の配布

- (1) 本件入札の仕様書等は、あいち電子調達共同システム（物品等）にアクセスし、ダウンロードして入手してください。なお、電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前 8 時から午後 8 時までです。

アドレス：<https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

- (2) 配布期間

令和 8 年 5 月 27 日（水）午前 9 時から令和 8 年 6 月 10 日（水）午後 5 時まで

4 仕様書等に関する質疑回答

仕様書等に関する質疑がある場合は、電子入札システムにより提出してください。質問の受付期間は、令和 8 年 5 月 27 日（水）から令和 8 年 6 月 2 日（火）午後 4 時までとし、令和 8 年 6 月 5 日（金）午後 5 時までに電子入札システムにより回答します。

5 入札参加者に要求される事項（入札参加の申込み）

本件入札に参加しようとする者は、次の①、②、③、④に掲げる書類を令和 8 年 5 月 27 日（水）から令和 8 年 6 月 10 日（水）午後 5 時までの間に、電子入札システムにより提出しなければなりません（電子入札システムの稼働時間は、3（1）のとおり）。ただし、電子入札システムによって提出し難い書類については、17（4）アの「常滑市総務部財政課」宛て持参又は郵送も可とします（持参の場合の受付は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前 9 時から午後 4 時までの間とし、郵送の場合は、令和 8 年 6 月 10 日（水）午後 4 時必着とします）。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

期限までに一般競争入札参加申込書及び関係書類を提出してない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。

- ① 一般競争入札参加申込書
- ② 小売電気事業者としての登録を受けていることを明らかにすることができる書類
- ③ 適合証明書（別紙 2）及び二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件（別紙 3）の条件を満たすことを示す書類
- ④ 過去 3 年（令和 5 年度から令和 7 年度）以内に自治体（公共施設）へ電力の供給実績があることを明らかにすることができる書類

6 入札参加資格確認通知書の発行

入札参加資格要件の審査は、入札参加の申込期間終了後速やかに実施し、その結果については、令和 8 年 6 月 12 日（金）午後 5 時までの間に電子入札システムにより通知します。

審査の結果、入札参加資格「有」となった場合のみ、入札に参加することができます。

7 入札書の提出期間

令和 8 年 6 月 16 日（火）午前 9 時から令和 8 年 6 月 17 日（水）午後 4 時まで（電子入札システムの稼働時間は、3（1）のとおり）。

8 提出書類

入札書に加え、次の書類も合わせて提出してください。

- ① 各施設電気料金まとめ（別紙1）
- ② 供給電力量内訳兼電気料金積算明細書（24 施設）

9 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、前項①及び②に基づき算出した電気料金の総額を入札金額として記載してください。

10 入札方法等

（1） 開札予定日時

令和8年6月18日（木）午前9時

（2） 開札執行場所

常滑市総務部財政課

- ### （3） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがあります。その場合、最低入札価格を公表し再度入札に付します。ただし、入札回数は3回を限度とします。また、再度の入札の場合は最低入札価格公表後、発表額以上の入札者は失格とし、以後、本件入札について再度の入札に参加することができません。

11 落札者の決定方法

- （1） 予定価格の制限の範囲内で入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- （2） 落札者の決定は総額の比較によって行います。なお、契約の締結は、入札書に記載した金額の根拠となった各施設の基本料金単価及び電力量料金単価で行います。
- （3） 開札の結果、落札者となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。

12 入札保証金及び契約保証金

免除

13 入札の無効

- （1） 常滑市契約規則（平成13年常滑市規則第21号）第13条に規定する入札の無効に該当する入札は、無効とします。
- （2） 本公告に示す入札参加資格のない者が行った入札、条件等を満たさない者が行った入札、提出書類等に虚偽の記載をした者が行った入札及び常滑市建設工事関係入札者心得書において示す条件等の入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

14 契約締結までの取扱い

契約を締結するまでの間に、落札者が常滑市指名停止取扱要綱の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかとなった場合、又は合意書に基づく排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、契約を締結しないことがあります。この場合、常滑市は一切の損害賠償の責を負いません。

15 契約書の作成の要否

要

16 不正行為に対する措置

本件入札に関し、談合、贈賄等の不正な事実が明らかとなったときには、損害賠償を請求します。
また、損害賠償の請求に合わせて本件契約を解除することがあります。

17 その他

- (1) 入札参加者は、本公告等を熟読し、公正かつ適正に入札してください。
- (2) 参加資格申請書等に虚偽の記載をした場合においては、常滑市指名停止取扱要綱に基づく指名停止を行うことがあります。
- (3) 提出資料等の記載内容が不明確で本件入札の入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがあります。

(4) 問合せ先

ア 入札参加資格及び入札参加申込全般に関する事項

常滑市総務部財政課（小泉・宮川・加藤）

常滑市飛香台3丁目3番地の5（〒479-8610）

電話 0569-47-6103

イ 仕様書等の内容に関する事項

常滑市総務部総務課（藤井）

電話 0569-47-6101